

岩手県告示第453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年9月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
金ヶ崎町	胆沢郡金ヶ崎町西根南町 22番地1	金ヶ崎町訪問看護ステーション	胆沢郡金ヶ崎町西根鎌水 98番地	令和6年6月1日